

情報通信審議会 情報通信政策部会（第62回）議事録

1 日時 令和5年6月15日（木）13:01～13:46

2 場所 第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、國領 二郎（部会長代理）、
石井 夏生利、市毛 由美子、井上 由里子、浦 誠治、
大橋 弘、閑歳 孝子、木村 朝子、桑津 浩太郎、
甲田 恵子、越塚 登、高橋 利枝、長谷山 美紀、堀 義貴、
増田 悦子（以上16名）

（2）総務省

<情報流通行政局>

竹内 芳明（総務審議官）、今川 拓郎（大臣官房長）、
鈴木 信也（官房総括審議官）、植村 哲（官房審議官）、
山路 栄作（情報通信政策課長）、高村 信（参事官）、
扇 慎太郎（参事官付企画官）、道祖土 直美（参事官付統括補佐）

（3）事務局

久保田 昌利（情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

議決案件

「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について

【令和3年9月30日付け 諮問第26号】

開 会

○森川部会長　ただいまから情報通信審議会の第62回情報通信政策部会を開催いたします。お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。現時点で委員17名中14名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインのWeb会議併用となりますので、皆様御発言の際は、こちらにおられる方々に関しては机上のマイクとPCのカメラをオンにして御発言いただきますようお願いいたします。また、オンラインで入られている皆様方におかれましては、マイク及びカメラをオンにして、お名前をいただいた後に御発言をお願いいたします。

本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議 題

「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について

【令和3年9月30日付け 諮問第26号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は議決案件1件となります。諮問第26号「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について審議いたします。

本件は、ゴールデンウィーク前にこの部会で御審議いただきました。それを踏まえてゴールデンウィーク明けからパブリックコメントに付しておりましたので、その結果等を踏まえた答申（案）について、御審議いただく場となります。

それでは、まず総合政策委員会から報告を受けたいと思います。本来であれば総合政策委員会の主査である私より報告すべきところですが、議事進行の都合もございますので、事務局である総務省から、説明をお願いできればと思います。

その後、皆様方から御意見等いただければと思っております。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○道祖土統括補佐　総務省情報流通行政局参事官付統括補佐の道祖土と申します。ただ

いまより、御説明させていただきます。

まず、資料6 2-1について御説明いたします。

先ほど森川部会長より御説明がありましたとおり、5月3日から5月24日までの間、パブリックコメントを実施しておりました。意見の提出は29件、法人・団体から10件、個人が19件、判読ができなかったものが1件、今回の話とは関係なく、公表が適切でないものが1件含まれていたという結果でございます。

今回、いただいたご意見を85の項目に分けて考え方を整理させていただいており、そのうち17項目については、答申案に修正を加えております。

いただいた意見の中身について、答申に記載されているもの見落とされてしまったもの、あるいは質問されているものについては、できるだけ回答させていただき、これまで議論していなかったものについては今後の御参考、あるいは個別の事業の要望については参考として、御意見として承るという形で整理させていただいております。

では、「はじめに」のところから説明いたします。

1番目、オール光ネットワーク技術あるいは光電融合技術による高速・低消費電力化を実現するIOWN構想からグリーン化の取組について記載されております。報告書では地球環境問題を取り上げており、情報通信インフラのグリーン化は今後もますます重要であることから、報告書も追記するという形で反映させていただいております。

2番目、こちらはAPPLICからの御意見でございますが、適切なアプローチということで賛同という御意見と、総務省において引き続き地域情報化のための取組の推進をと記載されております。そのため、引き続き総務省において団体との連携をはじめ地域情報化の担い手として推進されることを期待しますという形にしております。

3番目、賛同の意見として整理しております。

4番目、賛同の話であり、貢献させていただくというコメントと、継続的な設備投資に対する政策要望という形で書かれていますので、総務省に対する要望として、今後の参考とさせていただいております。

5番目、賛同意見として整理しております。

6番目、セキュリティの話で、スパイ防止法とセキュリティ・クリアランスの強化の必要性を記載されておりますが、こちらについては内閣官房において、経済安全保障におけるセキュリティ・クリアランスの制度に関する検討会が開かれているという

ことを、記載させていただいております。

7番目、内需の喚起が重要ではないかということにつきましては、報告書にもそういったことを意識して記載させていただいているということを説明しております。

8番目、メタバースが既に凋落というコメントもございましたが、バズワード的な流行は去っているかもしれない、そういった報道があったことは認識しているものの、デジタル空間が拡大する傾向に変わりはないということを説明しております。

9番目、誤字の指摘なので修正しております。

10番目、マルチステークホルダーについて具体的な説明をとということですが、こちらの文章は一般的な意味として書いているものであり、特定の機関のアクティビティを指すものではないという形での回答をしております。

11番目、スペルの話なので、修正しております。

12番目も、GAFAMのMを入れるべきではないかというご指摘について、こちらの文章上はMを入れることが正しいため、修正しております。

13番目、生成AIについて、今更基盤モデルを構築しても追いつかないという御指摘について、今のままだと回答の精度が落ちる、産業競争にも影響することから今後の必要性を記載させていただいておりますので、御意見として承るとしております。

14番目、正式名称での記載という御指摘は修正、NTTの影響力については、現代史の専門家を参加させるべきではないかということについては、今回の答申は電気通信の歴史を記載しているものではないと説明しつつ、今後の制度の在り方についての問題点を指摘していることは記載しております。

15番目、カーボンニュートラルについて、どこでそういった動きがあるのかというコメントをいただいております。欧州ではそういった動きがあることを報告書にも書いており、少し具体的に、さらにルールによって市場から排除されることを記載する修正をさせていただきました。

16番目、官民一体という話と、言うまでもないという意見をいただいておりますが、今後の参考という形にさせていただきました。

17番目、健全なサイバー空間の現状認識の相違について御指摘をいただいております。報告書ではまずは民間の自主的な取組という改善の自主的な努力、それを踏まえた国の取組というものを一貫通貫にという形で記載させていただいております。今後の参考としております。

18番目、他国への過度の依存に対する取組の方向性についての記載がないというコメントをいただいております。御指摘のとおり、全て国産で賄えることが理想ではありますが、相互政策委員会ではコストとのバランス、コスト度外視をすべきではないという御指摘もありましたのでその旨を回答しております。

19番目、論点の掘り下げはどうするのかという、別の場で検討を進めるのかという御意見について、御指摘のとおり回答しております。

20番目、「Web 3」、「Web 3.0」の二種の表記はどう考えているのかという点について、この報告書の中では現状を踏まえてWeb 3とさせていただいておりますが、固有名詞としてWeb 3.0としているものはそのまま web 3.0と書かせていただいております。

21番目、2030年の未来の話を第2章に書かせていただいておりますが、絶対的に実現するという誤解を与えるのではないかと御指摘がございました。2030年の未来については今回の政策課題を考える上で検討したものである点を回答しつつ、報告書も少し修正しております。

22番目、この報告書の目的とすることではないと指摘しながら、閉塞感をなんとかしなければならぬという御意見がありました。御意見として承りますとしております。

23番目、報告書には米国の事例を用いて自国調達の意義を示唆されているが、バックドアなどの調査の必要性に関する御質問がありました。報告書では、リスクをなくすことは非常に難しく、まずどのようなリスクがあるのかについて認識を共有する必要性から報告書に記載したものであると回答しております。

24番目、ネットワークの維持を担うアクターに対する重責に見合った対価が与えられる点に対する見解について質問をされています。報告書には、相応の対価を求められる社会になることが大事であること、情報通信インフラを下支えする人材がリスクペクトされる社会となる必要があることを記載しております。

25番目、ネットワークの維持管理が大事であること、ブレーキとアクセルの両方踏むのはどうなのかという御意見です。報告書では54ページになりますが、ユーザー視点で将来の在り方を検討する必要性を指摘している旨書かせていただいております。

続いて第1章に入ります。

26番目、賛同の御意見としております。

27番目、OJTという感覚的なものを言語化した方がいいのではないか、地域住民と一緒に作り上げるといった話など御意見いただいております。こちらについては、今後の参考と整理しております。

28番目、2章の絵に連動して、第1章にも日常生活でのロボットについて書いた方がいいのではないかという御意見です。第1章は極めて高度な変化を捉えた記載、これが未来の消費者の生活に入ってくるということで、2章の未来の絵に消費者の活用事例を記載しているということを回答しております。

29番目、安定通信は大事であることに加え、個別の話が記載されておりますので、個別事業に関わる要望としての御意見として整理しております。

30番目、障害者と高齢者をわけて明示的に記載するべきという御指摘を踏まえて修正しております。また、理由にアクセシビリティの議論を期待するとありますが、報告書に現状でもデジタルの活用に当たり支援が必要な層と多様な層がいることを念頭に置いた、施策の検討の必要性を提言している旨記載しております。

31番目、G7デジタル技術大臣会合の加筆について御質問いただいております。本審議会の検討の前提としては入っておらず、途上にはあったもののため、記載の予定はないという形で整理しております。

32番目、今後の御意見として整理しております。

第3章に入ります。

33番目、こちら賛同する意見として整理しております。

34番目、生成AIに学習されない権利の担保といった法整備やトラブルに対するデジタル庁での公的な一元管理、一元的な受皿という御意見です。学習されない権利が権利であるかも含めて一つの大きな検討課題であり専門的な会議の検討が必要、トラブル対応について専門性が求められるので、一元的な受皿での対応ができるかどうかという判断は現状では難しい旨記載しております。

35番目、賛同の御意見として整理しております。

36番目、生成AIの言語について、英米言語に限定しないことのほか、複数の課題を列挙いただいております。重要な観点と考えるのですが、網羅されているわけではないのではないか、十分な議論ができていないのではないかということから、御意見として承りますという形でとどめております。

37番目、我が国のデジタル化の遅れについては同じような認識を持っているというのですが、政策面の後押しという要望になるので、御意見として整理しております。

38番目、特許を含む知財全体の課題の拡大が予測されること、そういったことを課題として考えてはという御意見ですが、議論が十分できていないテーマなので、今後の参考という形で整理しております。

39番目、メタバースとリアルとの混合について、賛同の御意見と併せて、迅速な対策整備、柔軟な被害の救済という施策の要望でございます。国際的なルール形成や、紛争処理手段の国際連携の必要性を記載しているため、御意見として整理しております。

40番目、課題が書いてないのではないかとのご意見です。ここでは、最大の課題は制度の考え方が各国地域で異なることと捉えているので、その旨は報告書に記載しているとしております。

第4章に入ります。

41番目、ケーブル連盟から賛同の御意見、また、地域のDXは大事であるといった御意見がありましたので全体として賛同の御意見として承りますとしております。それと、項目名についてのご意見が出ています。第4章では、最初に我が国のDX全体、続いて企業、行政といったように主体別に記載しており、したがって項目名は現状維持とさせていただきたいとしております。

42番目、賛同の御意見として整理しております。

43番目、推進役としての情報通信産業に期待するというご意見で、賛同の御意見として整理しております。

44番目、技術のみの進展に危機感、いろいろな問題に対応できるような研究開発や被害者救済の取組について御意見いただいております。報告書にも国民が安心してデジタル空間を利用できる自主的な新しい仕組みを社会が実装していくことが求められること、また、メタバースはインターネットと同様国境がないことから、国際的なルール形成、紛争解決手段など、国際的に連携して進める必要があると記載していることを説明しております。

45番目、こちらは賛同の御意見として整理しております。

46番目、例えばでは個別の事業の話になっているので、御意見として整理してお

ります。

47番目、行政機関のデジタル化の具体的な促進策として、マニュアル整備後の国のフォローアップが重要ではないかといった、行政機関の具体的なデジタル化の促進方法を提案いただいていますので、いただいた御意見は今後の参考として整理しております。

48番目、教育現場で手入力の問題、紙の保存の必要性など具体的な問題点を現場からの声としていただいております。いただいた御意見は今後の参考として整理しております。

49番目、知的財産の保護のルール形成、法整備を省庁と連携してという期待をかけていただいておりますが、メタバースのところで省庁の垣根を越えて積極的に取り組むということは記載させていただいており、今後の参考としております。

50番目、知的財産の取組を追加との御意見いただいておりますが、議論をしていないので、いただいた御意見を今後の参考としております。

51番目、民主的なメタバースでグローバルな標準規格を目指すことへ賛同という御意見をいただいております。加えて、消費者の意見も反映できるような配慮という御意見については今後の参考としております。

52番目、国をまたいだトラブル対応を今から検討すべきということ、先ほども御紹介しましたが、インターネットと同様に国境がないことから国際社会と連携して進める必要があることを記載しております。

53番目、こちらは基本的には御賛同、泣き寝入りしないような方策といった施策の御意見をいただいております、全体として賛同の御意見として整理しております。

54番目、生成AIでは、国際的に見劣りしない研究開発環境、そうした予算措置に基づく恒久的な基金の造成などが必要という御意見いただいております、基本的に賛同の御意見として整理しております。

55番目、Beyond 5Gの関係で主導権を握る競争の激化について、この報告書の記載に賛同という形で御意見いただいております。

56番目、賛同の御意見で整理しております。

57番目、我が国がこの分野でリードをしていくための具体的な施策の取組を列挙されておりますので、いただいた御意見は今後の参考としております。

58番目、全ての国民がAI等のデジタルツールを巧みに活用のところ、支援が

必要な層として高齢者やスマートフォンを持っていない人たちを具体的に書いてはというご意見がありました。報告書には高齢者に限らずデジタル活用に当たり支援が必要な層と記載しておりますので、現状のままという形で整理しております。

59番目、記載の追記の場所を変えたらいいのではないかという話ですが、後段は、経済安全保障推進法の説明文になっていて、そこにつけるとまた少し違う説明になり、法律の規定の説明がずれてしまうので、原案のままとさせていただくという形で整理しております。

60番目、電力消費量の話は少し危機感のない数値を使っているという指摘、最新の情報の御紹介がございましたので、報告書を修正しております。

61番目、電力インフラと情報通信インフラを全体像で検討する必要について、具体的に明確に書いた方がいいこと、具体的に修正案を御意見いただいております。その中で、電力平準化というふうに、検討の観点を狭めておられ、電力平準化のみが解決策とは限らないことから、原案のままという形にしております。

62番目、研究リソースごとに役割分担し、共同研究の方が効率的という御意見ですが、今後の進め方の提案ですのでいただいた御意見は今後の参考としております。

63番目、総務省の競争政策について政策の見直しが必要ではないかという御意見いただいております。そちらについては報告書に検討の必要性を提言している旨記載しております。

64番目、コストとのバランス、経済合理性について、国民保護、国益優先など、複数の御意見いただいております。このような議論をしていないので、御意見として整理しています。

その他では、65番で日本語の整理が必要ではないか、67番目でBeyond 5Gの定義の書き方がぶれているのではないかという指摘を踏まえて修正しております。

68番目、69番目も文言修正でございます。

70番目、和暦と西暦の扱いについて、混在についての説明を返ささせていただいております。

71番目も、同じく文言修正でございます。

72番目、絵がないのはなぜかについては、答申の中身が具体的に固まってきた段階で作成するので、まだない旨を御説明させていただいております。

73番、74番目も、時点の修正など日本語の修正をしております。

76番目、通信インフラが極めて重要な基盤と申し上げている説明に対して、どれが極めて重要か決めるのはおかしいのではないかというご意見です。ここでは代替可能性という観点から情報通信インフラが国の根幹をなすものとして記載しているという意図を説明しております。

77番目、世界的なリーダーシップは獲得していないのではないかという御指摘については、これまで我が国は主要国の首脳会議に出てきている点を意識して書いており、現状維持に整理しております。

78番目、データの考え方についてのご意見ですが、都市圏の比較ということで、現状維持に整理しております。

79番目、コメントという形で御意見として整理しております。

80番目、検討の視点、まとめ方の御提案であるので、御意見として整理しております。

81番目から、税収増になる方向性とか、NHKのスマホの徴収、あるいはマイナ保険証の話ということで複数コメントいただいておりますが、御意見として承りますという整理でございます。

84番目は賛同されること、85番目は、日本語の修正という形で幾つかコメントをいただいたので、それを修正させていただいたところでございます。

ここまでが資料6 2-1のパブリックコメント実施に基づく御意見と、その考え方についての整理をさせていただいたものでございます。

先ほど申し上げたように、報告書に修正を施している点がございます。お手元にお配りさせていただいている報告書に黄色くハイライトで分かるようにしたところが、修正が入ったところでございます。

「はじめに」では、日本語の修正でございます。

第1章では、日本語の修正が何か所か施されておりますが、大きく修正しているのが12ページ目、既に報道発表されているのではないかという観点から時点修正しております。そのほか日本語の修正があります。この辺は、略称の使い方の御指摘についての修正箇所でございます。

第2章で2030年頃の来たる未来の姿については、決め打ちではないかという指摘について、ここで想定するべきという文言を追加、あるいは、事例にタイトルをつけて分かりやすくするという工夫、「作業員」という表現統一、あるいは高齢者、障害

者と明記するという修正をしています。

続いて、30ページ目、御意見の中にグリーンの話がございましたが、情報通信インフラは大量に電力を使うことからグリーン化への対応が重要であることを記載した方がいいのではないかとということで、3章に課題として記載しております。次に53ページ目に移ります。この辺は日本語の修正でございます。

先ほど出てきたグリーンの話をも3章で課題として書いた結果、4章の対になる部分でございますが、「第3章で指摘した情報通信インフラのグリーン化への対応として、Beyond 5Gに向けて超高速化・超低遅延化・超省電力化等に寄与するオール光ネットワーク技術や光電融合技術等の研究開発を引き続き強力で推進する」を記載しております。

それ以外の箇所は、修辭的な修正が多く施されたものでございます。

資料62-3は、部会報告（案）概要として報告書を簡単にまとめて整理したものでございますが、基本的には報告書に合わせて修正が入ったものでございます。例えば、先ほどのグリーンの話であれば、7ページ目でグリーン化という項目が入っているといったところが主な修正箇所でございます。

参考資料を用意させていただいております。4月の情報通信政策部会で用語をつけた方がいいのではないかとコメントがございましたので、用語集を用意しております。また、報告書の中で出ているデータは報告書の脚注に出典を記載してございましたが、すぐに確認できるよう参考資料に図として挿入させていただいております。

次に、今回、構成員限りとさせていただいたものがございます。今色つけ作業に入っている段階でございますが、報告書の第2章、イラストがありますという御説明をさせていただいたと思います。2章の説明は、文章で記載しており、具体的にどんな想定をすればいいのかが分かりにくいところがございますので、絵という形で補足させていただいております。例えば、「パートナー型エージェントの生活支援」と書いてあるのがこちらのイラスト資料にも対称的になるように記載させていただいております。

例えば、AIがユーザー、消費者、利用者の生活を支えるエージェントになるのではないか、2ページ目は、子供たちの中で学習を支援する、一人一人に寄り添った学習支援ができるのではないか、インフラのメンテナンスも自動化が進み、ロボットが自動的に検査、補修などができるとインフラの工事渋滞がなくなるのではないか、オフィスでも自動的なメンテナンスロボットが動くことで、マンションとかの維持管理に

も使えるのではないか、ベテラン作業員が減っていく中で、ベテラン作業員が複数の作業員を遠隔から指導することができるのではないか、地域では自動運転バスなどで町のスポットに住民を集めてくる、あるいは必要な機能を集落に移動して持つていくようなことができるのではないか、メタバースのようなサイバー空間からフィジカルの空間への社会活動への参加ができないか、あるいはこういったアバターロボットの目線で現場に近いところから見える、あるいは普段行けないところに入り込んで観光ができる、メタバースであれば、いろいろなモデルルーム、フィジカル空間だったら現場に行かなければ見られないところをシミュレーション的に見られるのではないか、あるいは自分視点でコンテンツを視聴する、あるいは近くに仲間がいなくても音楽に必要な人をオンライン上に集めて合奏ができる、一方でメタバースには危険性もあるが、うまく使うことで人と人の関係を豊かにする、意見の異なる人の交流の機会にもなるこういった絵を今作成しているところですので、御紹介させていただきました。

以上、今回のパブリックコメントを踏まえた修正と、参考資料の御説明をさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○森川部会長 道祖土さん、本当にありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、非常に多くの御意見をいただきました。御意見をいただいた皆様方、本当にありがとうございます。それに対するこちら側の考え方に関して、御説明をいただきました。

それでは、何か皆様方お気づきの点等、あるいは御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

越塚先生、お願いします。

○越塚委員 東大の越塚でございます。

おまとめ、大変ありがとうございます。また、多くの質問やコメントがありまして、それに対してもかなり丁寧な御回答も作成していただいて、それも反映していただき、ありがとうございます。

資料を拝見して、もう最後のまとめの段階だと思いますけれども、そういう意味では、この部会報告の中身、内容的にも非常にリッチなものになって、今回に関してはやはりAI、特に生成系AIとか、Web3、メタバースといったことが中心になってきているかなというふうに拝見いたしました。

その上で、今日の資料の中で少し思ったことで言いますと、まだ絵はこれからなのかもしれませんが、概要の1ページ目、一番冒頭の絵がちょっと違和感というか、分かりにくいところがあるかなと思ひまして。例えば右側は、「A Iと人間の協働」となっている絵の中にA Iが出てこなくて、何か協働している雰囲気がないかなとか。あと、メタバースがこの四角の中に入っておらず、何となく半分外に出ていることに、何か意味があるのかなとか。細かいところで恐縮ですけれども、最初のイメージのところ、そういうところが気になりました。

あと、本当に細かいところなのですが、テキストの中の、A Iのところをざっと見ておひまして、本文の中でも同様なのですが、この概要でも、2ページ目、右側の(2) A I技術の進化のところ、対話型言語モデル「C h a t G P T」チャットボット」となっておりまして、これだとC h a t G P Tが対話型言語モデルのように読めるのですが、C h a t G P TはオープンA I社のチャットボットのサービスだと思いますので、この辺は少し単語の並びが分かりにくいところがあるかなと思ひました。

ただ、概ね非常にすばらしい形でまとめていただいております、これに関してはまさに、この報告書に合った形で政策を進めていただけると大変よいと思ひます。

以上です。

○森川部会長 越塚先生、ありがとうございます。

図に関して、何か事務局からありますか。よろしいですか。

○高村参事官 概要版の絵のことだと思いますが、絵心がなくて申し訳ありません。総会までに知恵を絞っても変わらない場合、御容赦くださいとしか申し上げられないかなと思っております。答申ができた後、世に広めていくときに、強く印象に残りやすいものにすべきだというのはおっしゃるとおりだと思いますので、それは審議会の事務局としてではなくて、答申をいただいた後の総務省としても引き続き努力させていただくということで御容赦いただけると幸いです。

○森川部会長 ありがとうございます。

あと、御指摘いただいたC h a t G P Tのところ、言語モデルというと、C h a t G P Tが言語モデルみたいに見えるので、ここは確かに修正した方がいいと思ひました。スライドでいうと、資料6 2-3の2ページ目の、(2) A I技術の進化のところです。

○高村参事官 ありがとうございます。本文で言うと、資料名62-2のほうでいくと、12ページのところになると思うのですが「チャットボット」という言葉を残すかどうかは別にして、少しお待ち頂けますでしょうか。

○越塚委員 私から御提案させていただくとすると、ちょうど12ページ目のところだと思いますけれども、「GPT-3をベースにした対話型言語モデルを用いた「ChatGPT」チャットボット」で、ChatGPTがチャットボットというのはいいと思うんですね。なので、「を用いた」か何かを入れれば、少ない修正で済むと思いました。

○高村参事官 おっしゃるとおりではあるのですが、この文脈の対話型言語モデルという言葉というのが、3行目の「GPT」からスタートしているので、それで今、どこにこれを入れるかと悩みながら、いっそのこと、「対話型言語モデル」は要らないのではないかと考えています。要するに、2行目の最後の「言語モデルで生成型かつ教師無しの学習モデルであるGPT」で、よくも悪くも言い尽くしていると言えば言い尽くしていますので、消してしまってもいいのかなと考えております。

○森川部会長 そうですね。

○高村参事官 概要版につきましては、越塚委員御指摘のように、「対話型言語モデルによる「ChatGPT」チャットボット」という形にさせていただければと存じます。ありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの皆様方から何か、いかがですか。

オンラインでお入りいただいている皆様方、何かございますか。

よろしいですか。それでは、ありがとうございます。先ほどの越塚先生から御指摘のあった点、エディトリアルのところを修正させていただいた上で、次回の情報通信審議会総会におきまして、資料62-2の部会報告（案）を二次答申（案）として提案することとさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただければと思います。皆様方、本当にありがとうございます。

閉 会

○森川部会長　以上で本日の議題は終了となりますが、全体を通して、委員の皆様方から何かございますか。

事務局から何かございますか。

○久保田総合通信管理室長　特にございません。

○森川部会長　それでは、最後に竹内総務審議官から挨拶いただけると伺っておりますので、お願いできますでしょうか。

○竹内総務審議官　ありがとうございます。

本日も闊達な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。一言、御礼の御挨拶を申し述べさせていただきます。

ただいま御議論いただきました「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」につきましては、本年1月20日に情報通信政策部会を開催して以降、約5か月という大変タイトなスケジュールの中で、森川部会長をはじめ構成員の皆様方に、大変専門的かつ多面的な観点から、本当に精力的に御審議を賜りまして、答申案を本日お取りまとめいただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。

議論の開始の際には、総務省の所掌にとらわれず、我が国全体の視点から幅広く御議論をいただきたいということをお願いさせていただきました。広範囲にわたる議論となり、構成員の皆様には大きな御負担をおかけしたことになるかと存じます。いただいた御提言の内容につきましては、今後、情報通信審議会総会での御議論を経て、答申としてお取りまとめいただいた上で、省内関係部局におきまして、関係省庁との連携も一層深めながら、実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

この提言の中に含まれております生成AI、メタバース、サイバーフィジカルといった課題については、G7デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言、あるいはG7広島首脳コミュニケにも反映させていただきました。デジタルに関する国際的な議論を議長国として我が国が主導できたのも、ひとえに大所高所から御議論をいただいた皆様のお力添えのおかげと、深く感謝をいたしております。

今般いただきました具体的な御提言には、2030年に向けて息の長い取組が必要な項目もありますが、総務省としましても、この答申案に示された方向性を踏まえて具体的な施策の形にして、力強く実行に移してまいりたいと考えております。

最後に、構成員の皆様におかれましては、引き続き情報通信政策への一層の御指導、御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○森川部会長 竹内総務審議官、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了としたいと思います。次回の日程につきましては事務局から改めて御連絡差し上げることですので、皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会といたします。ありがとうございました。